



市 章

大津市公報

令 和 5 年 4 月 1 日
号 外 (第 21 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 19 大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 20 大津市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 2
- 21 大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則……………10
- 22 大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則……………10
- 23 大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則……………10
- 24 大津市公印規則の一部を改正する規則……………10
- 25 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………11
- 26 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………12
- 27 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則……………12
- 28 大津市市税規則の一部を改正する規則……………13
- 29 大津市契約規則の一部を改正する規則……………21
- 30 地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則……………21
- 31 大津市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則……………22
- 32 大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則……………22
- 33 大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則……………22
- 34 大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則……………23
- 35 大津市認定こども園の認定の手続等及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則……………23
- 36 大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………23
- 37 大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則……………26
- 38 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則……………28
- 39 大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………29
- 40 大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則……………29

○ 訓 令

- 1 大津市事務決裁規程の一部改正……………30
- 2 大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正……………33
- 3 大津市土地利用問題協議会規程の一部改正……………33

○ 告 示

- 68 平成13年告示第140号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部改正……………33
- 69 公印の新調及び廃止について……………34
- 70 包括外部監査契約の締結について……………34
- 71 令和5年度の一般廃棄物処理実施計画について……………35

○ 福 祉 事 務 所 訓 令

- 1 大津市福祉事務所事務決裁規程の一部改正……………35

規 則

大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第19号

大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則(平成23年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民部自治協働課協働のまちづくり推進室」を「市民部自治協働課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第20号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 「情報システム課 システム第1係 システム第2係 人権・男女共同参画課（所在地：大津市浜大津四丁目1番1号）」を 「情報政策課 管理係 人権・男女共同参画 大会総務課（所在地 大会競技課（所在地

システム運用係 情報基盤係

課（所在地：大津市浜大津四丁目1番1号）

：大津市石場10番53号） 総務係 広報係

に、「収納課 管理係 収納

：大津市石場10番53号） 競技調整係 競技第1係 競技第2係 競技第3係」

係 徴収第1係 徴収第2係 債権回収係」を「収納課」に、「自治協働係」を「自治振興係」に、「生活安全

係」を「生活安全係 市民協働係」に、「児童クラブ課」を 「子ども・子育て安心課 児童クラブ課」に、「長寿政策課 高齢

企画係 高齢福祉係」を 「長寿政策課 高齢企画係 高齢福祉係 長寿施設課 施設係 事業所係」に、「認定審査係 資格給付係」を「認定審

査係 給付係」に、「施設整備課」を「環境施設課」に、「都市魅力づくり推進課 市街地整備課」を「都市魅力創造課」に、

「住宅課 住宅政策係 管理係 開発調整課 管理係 指導係 審査係」を 「住宅政策課 開発調整課 管理係 指導係 審査係 盛土規制係」に、「生活

道路整備推進係」を「生活道路整備推進係 設備審査係」に、「施設支援係」を「施設支援係 土地造成係」に 改め、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の右欄に掲げる課を統括する組織として、当該課の属する同表の左欄に掲げるそれぞれの部に、それぞれ同表の中欄に掲げる局を置く。

部	局	課
政策調整部	国スポ・障スポ大会局	大会総務課 大会競技課
福祉部	子ども未来局	子ども・若者政策課 幼保支援課 保育幼稚園課 子ども家庭課 子ども・子育て安心課 児童クラブ課

第2条第3項中「感染症対策第1係 感染症対策第2係」を「感染症対策係 予防接種係」に改め、同条第4項中 「情報システム課 システム第1係 システム第2係 人権・男女共同参画課（所在地：大津市浜大津四丁目1番1号）」を 「情報政策課 管理係 指導係 審査係 盛土規制係」に、「生活道路整備推進係」を「生活道路整備推進係 設備審査係」に、「施設支援係」を「施設支援係 土地造成係」に改め、同条第2項を次のように改める。

「情報システム課 システム第1係 システム第2係 人権・男女共同参画課（所在地：大津市浜大津四丁目1番1号）」を 「情報政策課 管理係 指導係 審査係 盛土規制係」に、「生活道路整備推進係」を「生活道路整備推進係 設備審査係」に、「施設支援係」を「施設支援係 土地造成係」に改め、同条第2項を次のように改める。

「情報システム課 システム第1係 システム第2係 人権・男女共同参画課（所在地：大津市浜大津四丁目1番1号）」を 「情報政策課 管理係 指導係 審査係 盛土規制係」に、「生活道路整備推進係」を「生活道路整備推進係 設備審査係」に、「施設支援係」を「施設支援係 土地造成係」に改め、同条第2項を次のように改める。

「 幼保連携推進室

在地：大津市石場10番53号)を「重層的支援推進室」に、子ども家庭課を「幼保連携推進室」に、子ども家庭相談室を「MICE推進室」に、事業所・施設整備室を「長寿施設課」に、住宅課を「MICE推進室」に、介護人材確保対策室を「MICE推進室」に、空家対策推進室を「MICE推進室」に、

「地域保健推進室」保健予防課を「地域保健推進室」に改める。
 新型コロナウイルスワクチン接種対策室」

第2条の2第1項中「市民税課」の次に「、収納課、子ども・子育て安心課」を加え、「施設整備課」を「環境施設課」に、「及び地域交通政策課」を「、都市魅力創造課、住宅政策課及び建設監理課」に改め、同条第2項中「国スポ・障スポ大会推進室、」を削る。

第3条第1項政策調整部の表企画調整課の項第7号中「湖都大津まちづくり寄附金」を「湖都大津まちづくり基金に係る寄附金」に改め、同表市政情報課の項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同課の項第8号中「大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改め、同号を同課の項第9号とし、同課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 大津市情報公開・個人情報保護審査会に関する事。

第3条第1項政策調整部の表情報システム課の項を次のように改める。

情報政策課	管理係	(1) 情報システムの利用に係る企画及び調整に関する事。 (2) 情報システムの運営及び管理に関する事。 (3) OA機器の管理及び導入に関する事。 (4) 情報セキュリティに関する事。 (5) 地域情報化に関する事。 (6) 課の一般庶務に関する事。
	システム運用係	(1) 情報システムの利用に係る企画及び調整に関する事。 (2) 情報システムの運営及び管理に関する事。 (3) OA機器の管理及び導入に関する事。 (4) 情報セキュリティに関する事。 (5) 基幹系システムの運営及び管理に関する事。
	情報基盤係	(1) 情報システムの利用に係る企画及び調整に関する事。 (2) 情報システムの運営及び管理に関する事。 (3) OA機器の管理及び導入に関する事。 (4) 情報セキュリティに関する事。 (5) 情報通信基盤の運営及び管理に関する事。

第3条第1項政策調整部の表に次のように加える。

大会総務課	総務係	(1) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)に係る企画及び調整に関する事。 (2) 国スポ・障スポ大会局内の事務事業に係る調整及び連絡に関する事。 (3) 課の一般庶務に関する事。
	広報係	(1) 大会の広報及び啓発に関する事。 (2) 大会に係る市民運動及びボランティアに関する事。 (3) 大会に係る観光、おもてなし及び協賛に関する事。
大会競技課	競技調整係	(1) 大会に係る宿泊、衛生及び輸送交通・警備に関する事。 (2) 課の一般庶務に関する事。
	競技第1係	(1) 大会の競技会等の運営に関する事。
	競技第2係	(1) 大会の競技会等の運営に関する事。
	競技第3係	(1) 大会の競技会等の運営に関する事。

第3条第1項総務部の表収納課の項を次のように改める。

<p>収納課</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市税収納の総括管理に関すること。 (2) 税収納システムに関すること。 (3) 市税の納付又は納入に係る受託証券の管理に関すること。 (4) 滞納処分票の管理に関すること。 (5) 市税その他徴収金の収納及び徴収に関すること。 (6) 市税の納付書の発行に関すること。 (7) 過誤納金の還付等に関すること。 (8) 市税の口座振替に関すること。 (9) 県民税の払込手続に関すること。 (10) 市税その他徴収金の滞納処分のための調査に関すること。 (11) 市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。 (12) 市税の繰上げ徴収に関すること。 (13) 差押財産の換価に関すること。 (14) 市税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 (15) 交付要求に関すること。 (16) 市税の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関すること。 (17) 滞納処分の執行を停止した徴収金に係る調査に関すること。 (18) 市税の差押調書謄本等の公示送達に関すること。 (19) 滞納処分に係る訴訟等に関すること。 (20) 市の債権の管理に係る指導・助言、企画立案及び調査研究に関すること。 (21) 市の債権の管理に係る研修に関すること。 (22) 債権管理連絡会議に関すること。 (23) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所保育料の徴収業務のうち、主に高額かつ徴収困難な滞納案件に関すること。 (24) 公印の保管に関すること。 (25) 課の一般庶務に関すること。
------------	---

第3条第1項市民部の表自治協働課自治協働係の項中「自治協働係」を「自治振興係」に改め、同係の項第8号中「、協働のまちづくり推進室」を削り、同号を同係の項第10号とし、同係の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 滋賀里交流センターの管理運営に関すること。
- (8) 木戸交流センターの指定管理者による管理に関すること。

第3条第1項市民部の表自治協働課施設管理係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同課生活安全係の項を次のように改める。

<p>生活安全係</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 大津市生活安全条例（平成12年条例第75号）に基づく施策等の推進に関すること。 (2) 大津市交通安全条例（令和3年条例第59号）に基づく施策等の推進に関すること。 (3) 交通指導員に関すること。 (4) 大津市交通安全対策会議及び大津地区交通対策協議会の運営に関すること。 (5) 犯罪被害者等見舞金の支給に関すること。 (6) 大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）に基づく施策等の推進に関すること。 (7) 防犯、交通安全及び犯罪被害者等支援に係る関係団体との連絡調整に関すること。
--------------	---

第3条第1項市民部の表自治協働課生活安全係の項の次に次のように加える。

<p>市民協働係</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 協働のまちづくりの推進に関すること。
--------------	--

<ul style="list-style-type: none"> (2) 大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第1号）に関する事。 (3) まちづくり協議会の設立及び運営の支援に関する事。 (4) 市民公益活動の促進に関する事。 (5) コミュニティセンターの管理運営に関する事。 (6) 公民館の運営委託に関する事。 (7) 市民活動センターの指定管理者による管理に関する事。
--

第3条第1項市民部の表スポーツ課管理係の項中「及び国スポ・障スポ大会推進室」を削り、同表戸籍住民課施設管理係の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 志賀聖苑及び大津聖苑の施設整備等に関する事。

第3条第1項福祉部の表福祉政策課福祉政策係の項第12号中「コロナ対策支援給付金室」を「重層的支援推進室」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 物価高騰対策緊急支援給付金に関する事。

第3条第1項福祉部の表福祉指導監査課法人・施設係の項第8号中「の処遇の監査」を「及び認定こども園の利用者処遇の指導監査」に改め、同課事業所係の項第1号中「住宅課」を「住宅政策課」に改め、同係の項第2号及び第3号中「指導」の次に「及び監査」を加え、同表子ども・若者政策課政策係の項第2号中「第6号及び第8号」を「第5号及び第7号」に改め、同係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同係の項第11号中「、幼保連携推進室及び児童館」を「及び幼保連携推進室」に改め、同号を同係の項第10号とし、同課青少年係の項に次の2号を加える。

(6) 児童館との連絡調整に関する事。

(7) 児童館の一般庶務に関する事。

第3条第1項福祉部の表子ども家庭課の項の次に次のように加える。

子ども・子育て安心課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭児童の相談に関する事。 (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に関する事。 (3) 要保護児童対策地域協議会に関する事。 (4) 子どもの居場所づくり事業（児童福祉法に規定する要支援児童又は要保護児童等を対象とするものに限る。）に関する事。 (5) 児童福祉法に基づく助産施設における助産の実施及び費用の徴収に関する事。 (6) 子育て短期支援事業に関する事。 (7) 里親制度に関する事。 (8) 課の一般庶務に関する事。
------------	---

第3条第1項健康保険部の表長寿政策課高齢企画係の項第10号中「、地域包括ケア推進室及び事業所・施設整備室」を「及び地域包括ケア推進室」に改め、同課の項の次に次のように加える。

長寿施設課	施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間の介護保険施設等の整備に関する事。 (2) 有料老人ホームの届出に関する事。 (3) 老人福祉センター及び市立デイサービスセンターの指定管理者による管理に関する事。 (4) 老人憩の家の管理に関する事。 (5) 老人健康広場の管理に関する事。 (6) 介護保険施設等整備等補助に関する事。 (7) 軽費老人ホーム事務費運営補助に関する事。 (8) 大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会に関する事。 (9) 社会福祉法人大津市社会福祉事業団との連絡調整に関する事。 (10) 課及び介護人材確保対策室の一般庶務に関する事。
	事業所係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護老人福祉施設の指定等に関する事。 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する事。

		と。 (3) 老人福祉施設の認可及び届出に関する事
--	--	------------------------------

第3条第1項健康保険部の表介護保険課認定審査係の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関する事

第3条第1項健康保険部の表介護保険課資格給付係の項中「資格給付係」を「給付係」に改め、同係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 介護給付費の適正化に関する事

第3条第1項健康保険部の表介護保険課給付係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、同課賦課収納係の項に次の3号を加える。

(5) 介護保険被保険者の資格に関する事

(6) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関する事

(7) 資格者証に関する事

第3条第1項産業観光部の表農林水産課林業・水産係の項第12号中「森林キャンプ村及び」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(13) 森林キャンプ村跡地の利活用等に関する事

第3条第1項産業観光部の表田園づくり振興課田園振興係の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 農地及び農業用施設の保全活動の支援に関する事

(3) 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事

(4) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に関する事

第3条第1項産業観光部の表田園づくり振興課田園振興係の項第6号中「災害復旧事業」を「旧農業集落排水処理施設の管理」に改め、同係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) グリーンツーリズム等の推進に関する事

第3条第1項産業観光部の表田園づくり振興課基盤整備係の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 土地改良事業の施行認可等に関する事

(3) 土地改良区の業務等の検査等に関する事

(4) 地すべり防止事業に関する事

第3条第1項産業観光部の表田園づくり振興課ため池整備係の項に次の1号を加える。

(3) 防災重点農業用ため池に係る防災対策の推進に関する事

第3条第1項環境部の表施設整備課の項中「施設整備課」を「環境施設課」に改め、同条第1項都市計画部の表都市計画課の項中第31号を第32号とし、第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、同課の項第28号中「市街地の高度利用の在り方の検討」を「景観アドバイス制度」に改め、同号を同課の項第29号とし、同課の項中第2号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大津市歴史的風致維持向上計画に関する事

第3条第1項都市計画部の表都市魅力づくり推進課の項を次のように改める。

都市魅力創造課	<p>(1) まちの魅力発信及びにぎわいの創出に関する事</p> <p>(2) 膳所駅周辺整備推進事業に関する事</p> <p>(3) 都市計画道路3. 4. 50号桜かや線の整備に関する事</p> <p>(4) 堅田駅前土地区画整理事業未施行地区に関する事</p> <p>(5) 個人及び組合の施行に係る土地区画整理事業の認可、指導及び助成に関する事</p> <p>(6) 市街地再開発事業に関する事</p> <p>(7) 優良建築物等整備事業に関する事</p> <p>(8) 密集市街地整備事業に関する事</p> <p>(9) 大津駅南口ホールの管理に関する事</p> <p>(10) 大津駅西地区における都市再生住宅の管理に関する事</p> <p>(11) 浜大津公共広場の管理に関する事</p> <p>(12) 旧大津公会堂の指定管理者による管理に関する事</p> <p>(13) 課の一般庶務に関する事</p>
---------	--

第3条第1項都市計画部の表市街地整備課の項を削り、同部の表住宅課の項を次のように改める。

住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的住宅施策に関する事。 (2) 市営住宅の建設整備に関する事。 (3) 市営住宅のストック改善事業に関する事。 (4) 地域優良賃貸住宅の整備及び家賃低廉化事業に関する事。 (5) 住宅地区整備事業に関する事。 (6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく事務に関する事。 (7) 境界関係等敷地管理に関する事。 (8) 行政財産の使用許可に関する事。 (9) 市営住宅の入居者の選定に関する事。 (10) 市営住宅の使用料の決定、収納及び滞納整理に関する事。 (11) 市営住宅の明渡請求訴訟等法的措置に関する事。 (12) 持家住宅建設資金及び住宅新築資金等貸付金の償還に関する事。 (13) 市営住宅及び共同施設の指定管理者による管理に関する事。 (14) 空家対策に関する事。 (15) 課の一般庶務に関する事。
-------	---

第3条第1項都市計画部の表開発調整課指導係の項第1号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可並びにこれらに係る」を削り、同課審査係の項第1号中「宅地造成等規制法に基づく許可並びにこれらに係る」を削り、同係の項の次に次のように加える。

盛土規制係	(1) 盛土等の規制に関する事。
-------	------------------

第3条第1項都市計画部の表建築指導課指導係の項に次の1号を加える。

(10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定に関する事。

第3条第1項都市計画部の表建築指導課審査係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同課建築安全推進係の項第3号中「特殊建築物等」を「特定建築物等」に改め、同係の項第4号中「昇降機設備等の定期報告」を「建築物の防火設備に係る定期報告、指導等」に改め、同係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、同係の項の次に次のように加える。

設備審査係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の昇降機設備に係る定期報告、指導等に関する事。 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定等に関する事。 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事。 (4) 建築基準法等に基づく確認、許可等に係る建築設備の審査に関する事。
-------	--

第3条第1項建設部の表地域交通政策課の項第3号中「の策定」を削り、同部の表建築課建築第1係の項第2号を削り、同課施設支援係の項の次に次のように加える。

土地造成係	(1) 学校用地、住宅用地等の土地造成工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関する事。
-------	--

第3条第2項の表衛生課食の安全推進係の項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 特定給食施設の届出及び監視指導に関する事。
 (5) 食品の表示（健康の増進を図るためのものに限る。）に関する事。

第3条第2項の表衛生課食の安全推進係の項に次の1号を加える。

(6) 専門的栄養指導に関する事。

第3条第2項の表衛生課食品指導係の項第2号中「品質に係る事項を除く」を「健康の保護を図るためのものに限る」に改め、同係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同係の項に次の2号を加える。

(7) 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関する事。
 (8) 食品衛生関係功労者等の表彰に関する事。

第3条第2項の表保健予防課管理系の項第6号中「及び新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を削り、同課感染症対策第1系の項及び感染症対策第2系の項を次のように改める。

感染症対策係	(1) 感染症の発生時対応に関すること。 (2) 感染症対策に関すること。 (3) 特定感染症対策に関すること。 (4) 感染症発生動向調査に関すること。 (5) 結核の予防対策及び発生時対応に関すること。
予防接種係	(1) 予防接種に関すること。

第3条第3項の表行政管理室の項第10号中「大津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同表イノベーション戦略室の項中「イノベーション戦略室」を「DX推進室」に改め、同表中協働のまちづくり推進室の項及び国スポ・障スポ大会推進室の項を削り、コロナ対策支援給付金室の項を次のように改める。

重層的支援推進室	(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく重層的支援体制の整備に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 多機関協働事業の実施に関すること。
----------	--

第3条第3項の表子ども家庭相談室の項を削り、同表地域包括ケア推進室の項第4号中「事業所・施設整備室」を「長寿施設課」に改め、同表事業所・施設整備室の項を次のように改める。

介護人材確保対策室	(1) 介護人材の確保に係る施策の推進に関すること。 (2) 大津市介護人材確保連携会議に関すること。
-----------	--

第3条第3項の表空家対策推進室の項及び新型コロナウイルスワクチン接種対策室の項を削り、同条第4項の表環境美化センター処分場係の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) ごみの最終処分に関すること。

第3条第4項の表和邇地域包括支援センターの項から瀬田地域包括支援センターの項までを次のように改める。

和邇地域包括支援センター	(1) 包括的支援事業に関すること（和邇及び小野地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。）。 (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。 (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。 (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 (5) 小松及び木戸地域における高齢者虐待の防止に関すること（虐待への初期対応を除く。）。 (6) 公印の保管に関すること。
堅田地域包括支援センター	(1) 包括的支援事業に関すること（堅田、仰木、仰木の里及び仰木の里東地域に限る。次号から第4号までにおいて同じ。）。 (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。 (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。 (4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 (5) 葛川、伊香立、真野及び真野北地域における高齢者虐待の防止に関すること（虐待への初期対応を除く。）。 (6) 公印の保管に関すること。
比叡地域包括支援センター	(1) 包括的支援事業に関すること（雄琴、日吉台及び坂本地区に限る。次号から第4号までにおいて同じ。）。 (2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。 (3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関すること。

	<p>(4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する事 と。</p> <p>(5) 下阪本及び唐崎地域における高齢者虐待の防止に関する事 （虐待への初期対応を除く。）。</p> <p>(6) 公印の保管に関する事。</p>
中地域包括支援センター	<p>(1) 包括的支援事業に関する事（藤尾、長等、逢坂及び中央地域に限 る。次号から第4号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。</p> <p>(3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する 事。</p> <p>(4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する 事。</p> <p>(5) 滋賀及び山中比叡平地域における高齢者虐待の防止に関する事 （虐待への初期対応を除く。）。</p> <p>(6) 公印の保管に関する事。</p>
膳所地域包括支援センター	<p>(1) 包括的支援事業に関する事（平野及び膳所地域に限る。次号から 第4号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。</p> <p>(3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する 事。</p> <p>(4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する 事。</p> <p>(5) 富士見及び晴嵐地域における高齢者虐待の防止に関する事（虐 待への初期対応を除く。）。</p> <p>(6) 公印の保管に関する事。</p>
南地域包括支援センター	<p>(1) 包括的支援事業に関する事（石山、南郷、大石及び田上地域に限 る。次号から第4号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。</p> <p>(3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する 事。</p> <p>(4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する 事。</p> <p>(5) 公印の保管に関する事。</p>
瀬田地域包括支援センター	<p>(1) 包括的支援事業に関する事（上田上、青山、瀬田及び瀬田南地域 に限る。次号から第4号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。</p> <p>(3) 総合相談支援並びに高齢者の虐待の防止及び権利擁護に関する 事。</p> <p>(4) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する 事。</p> <p>(5) 瀬田北及び瀬田東地域における高齢者虐待の防止に関する事（虐 待への初期対応を除く。）。</p> <p>(6) 公印の保管に関する事。</p>

第3条第4項の表堅田すこやか相談所の項第1号中「及び仰木の里」を「、仰木の里及び仰木の里東」に、同表瀬田すこやか相談所の項第1号中「（瀬田）」を「（上田上、青山、瀬田）」に、「、瀬田東及び上田上」を「及び瀬田東」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

（大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正す

る。

様式第15号中「住宅課使用欄」を「住宅政策課使用欄」に改める。

(大津市財務規則の一部改正)

第3条 大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第58条の2及び第69条の2中「政策調整部情報システム課長」を「政策調整部情報政策課長」に改める。

(大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第4条 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第13号中「健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室」を「健康保険部長寿施設課」に改める。

(大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則(平成28年規則第67号)の一部を次のように改正する。

第6条中「都市計画部住宅課空家対策推進室長」を「都市計画部住宅政策課長」に改める。

第7条中「都市計画部住宅課空家対策推進室」を「都市計画部住宅政策課」に改める。

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第21号

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

大津市副市長事務分担規則(令和2年規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条清水副市長の項中「清水副市長」を「北瀬副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第22号

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則(平成23年規則第62号)の一部を次のように改正する。

第10条中「市民部自治協働課協働のまちづくり推進室」を「市民部自治協働課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第23号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則(平成9年規則第81号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「施設整備課長」を「環境施設課長」に、「市街地整備課長」を「都市魅力創造課長」に、「空家対策推進室長」を「住宅政策課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第24号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表滋賀県大津市長の項中「住宅課長」を「住宅政策課長」に改め、別表第1職印の表大津市伊香立コミュニティセンター所長之印の項の次に次のように加える。

大津市堅田コミュニティセンター所長之印	22の8	34の8	てん書	方21	1	堅田コミュニティセンターの使用許可書その他の堅田コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	堅田コミュニティセンター所長
---------------------	------	------	-----	-----	---	---	----------------

別表第1職印の表大津市仰木コミュニティセンター所長之印の項中「22の8」を「22の9」に、「34の8」を「34の9」に改め、別表第1職印の表大津市坂本コミュニティセンター所長之印の項中「22の9」を「22の10」に、「34の9」を「34の10」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市下阪本コミュニティセンター所長之印	22の11	34の11	てん書	方21	1	下阪本コミュニティセンターの使用許可書その他の下阪本コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	下阪本コミュニティセンター所長
----------------------	-------	-------	-----	-----	---	---	-----------------

別表第1職印の表大津市滋賀コミュニティセンター所長之印の項中「22の10」を「22の12」に、「34の10」を「34の12」に改め、別表第1職印の表大津市山中比叡平コミュニティセンター所長之印の項中「22の11」を「22の13」に、「34の11」を「34の13」に改め、別表第1職印の表大津市藤尾コミュニティセンター所長之印の項中「22の12」を「22の14」に、「34の12」を「34の14」に改め、別表第1職印の表大津市長等コミュニティセンター所長之印の項中「22の13」を「22の15」に、「34の13」を「34の15」に改め、別表第1職印の表大津市平野コミュニティセンター所長之印の項中「22の14」を「22の16」に、「34の14」を「34の16」に改め、別表第1職印の表大津市富士見コミュニティセンター所長之印の項中「22の15」を「22の17」に、「34の15」を「34の17」に改め、別表第1職印の表大津市晴嵐コミュニティセンター所長之印の項中「22の16」を「22の18」に、「34の16」を「34の18」に改め、別表第1職印の表大津市大石コミュニティセンター所長之印の項中「22の17」を「22の19」に、「34の17」を「34の19」に改め、別表第1職印の表大津市小野コミュニティセンター分館所長之印の項中「22の18」を「22の20」に、「34の18」を「34の20」に改め、別表第1職印の表大津市中ふれあいセンター所長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市膳所ふれあいセンター所長之印の項中「27の4」を「27の3」に、「39の4」を「39の3」に改め、別表第1職印の表大津市南ふれあいセンター所長之印の項中「27の5」を「27の4」に、「39の5」を「39の4」に改める。

別表第2職印の項中第22号の18を第22号の20とし、第22号の10から第22号の17までを2号ずつ繰り下げ、第22号の9を第22号の10とし、同号の次に次の1号を加える。

(22の11)

大津市 下阪本コミュニティセンター 所長之印

別表第2職印の項中第22号の8を第22号の9とし、第22号の7の次に次の1号を加える。

(22の8)

大津市 堅田コミュニティセンター 所長之印

別表第2職印の項中第27号の3を削り、第27号の4を第27号の3とし、第27号の5を第27号の4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第25号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表局長の項を次のように改める。

局長	国スポ・障スポ大会 局及び子ども未来局	局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	------------------------	-----------------------

第2条第1項の表理事の項を削り、同表スポーツ推進監の項を次のように改める。

管理監	産業観光部	部の事務のうち専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	-------	--

第2条第2項の表中

「

次長		所長を補佐するとともに、危機管理に関する事務その他事務を処理する。
----	--	-----------------------------------

」

を

「

次長		所長を補佐するとともに、危機管理に関する事務その他事務を処理する。
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

」

に改め、同条第3項の表副所長の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第26号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表6級の項中「イノベーション戦略室長」を「DX推進室長」に、「事業所・施設整備室長」を「介護人材確保対策室長、MICE推進室長、学校ICT支援室長」に改め、「（7級に掲げられた室次長を除く。）」及び「子育て総合支援センター所長、」を削り、「中ふれあいセンター所長」を「南ふれあいセンター所長」に改め、「和邇図書館長」の次に「及び皇子が丘児童館長」を加え、「副所長」を削り、別表第1第1項の表7級の項中「、室次長（新型コロナウイルスワクチン接種対策室次長に限る。）」を削り、「及び小野支所長」を「、小野支所長及び晴嵐支所長」に改め、別表第1第1項の表8級の項中「局長」の次に「（国スポ・障スポ大会局長に限る。）」を加え、「、スポーツ推進監」を削り、別表第1第1項の表9級の項中「理事」を「局長（子ども未来局長に限る。）」に改め、別表第1第2項ウの表5級の項中「及び中地域包括支援センター所長」を「、中すこやか相談所長及び瀬田すこやか相談所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第27号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同表第4項の表商業地魅力アップ支援事業補助金の項中「商店街等が実施する」を削り、「及び商業地としての機能の充実に寄与」を「を図るために商店街振興組合等が商店街活性化計画に基づき実施」に改め、同表中小企業販路開拓事業費補助金の項を次のように改める。

小規模企業販路開拓事業費補助金	小規模企業者が、新商品、新サービス又は新技術の販路開拓のため、展示会等に出展し、又はウェブサイト等を運営等するのに要する経費の一部を補助することにより、市内の小規模企業の事業活動の機会の拡大を支援し、もって地域経済の振興を図ること。
-----------------	--

別表第4項の表採用活動支援事業費補助金の項を次のように改める。

人材確保支援事業費補助金	中小企業者等がその事業活動に必要な人材を安定的に確保するために実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業等における安定的な雇用の確保を促進し、もって市内の中小企業等の振興を図ること。
本社機能移転促進助成金	本社機能を本市の区域内に移転し、本市において事業活動を行おうとする事業者に対し、本社機能の用に供する建物の取得等に要する経費の一部を助成することにより、本社機能の移転を促進し、もって地域経済の活性化を図るとともに、市民生活の向上に資すること。
デジタル化セミナー開催事業費補助金	中小企業者を対象として、その事業活動におけるデジタル技術の活用に関して必要な知識を修得させるための講習会を開催するものに対し、その開催に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者が社会経済情勢の変化に対応し、デジタル技術を活用した経営課題の解決に取り組むことを促進し、もって中小企業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上を図ること。

別表第4項の表コンベンション開催事業補助金の項中「コンベンション開催事業補助金」を「コンベンション開催等事業補助金」に、「開催する」を「開催し、又はエキスカーションを実施する事業を行う」に、「その開催」を「当該事業」に、「の誘致」を「及びエキスカーションの誘致」に改め、別表第4項の表教育旅行誘致促進助成金の項中「有料観光施設」の次に「又は本市内の事業者が提供する有料教育プログラム」を加え、別表中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、別表第1項の表パワーアップ・市民活動応援事業補助金の項中「パワーアップ・市民活動応援事業補助金」を「パワーアップ・まちづくり活動応援事業補助金」に改め、「市民団体等」の次に「又は学区自治団体等」を加え、別表第1項の表大津市防犯カメラ設置事業補助金の項中「大津市防犯カメラ設置事業補助金」を「防犯カメラ設置事業補助金」に、「犯罪が生じるおそれがあると認められる地域の街頭において、」を削り、「防犯カメラ及び記録装置等」を「防犯カメラ等」に、「犯罪の」を「犯罪等の」に改め、別表第1項の表ふれあいネット導入事業費補助金の項中「地域住民への」を「インターネットを活用する方法を導入して地域住民に対する」に、「インターネットを通じて行うためのソフトウェアの利用を導入する」を「行おうとする」に改め、別表第1項を同表第2項とし、同表に第1項として次の1項を加える。

1 政策調整部の所管に属するもの

種類	交付の目的
結婚新生活支援事業補助金	婚姻を機に始める新生活に必要な経費の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって少子化対策を図ること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第28号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項第5号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第6条第1項に規定する法人」を「マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 管理組合法人及び団地管理組合法人

第50条中「又は様式第77号の5」を「、様式第77号の5又は様式第77号の5の2」に改める。

第77条第2項中「の1月前」を削る。

様式第4号中

「

確認 番号		
----------	--	--

」を「

確認 番号		納付 区分
----------	--	----------

」に、

「

<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 10%;">管 手 数 促 料</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 10%;">円</td></tr></table>	管 手 数 促 料		円	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 10%;">延 滞 金</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 10%;">円</td></tr></table>	延 滞 金		円	領 収 日 付 印
管 手 数 促 料		円						
延 滞 金		円						
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 10%;">合 計 金 額</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 10%;">円</td></tr></table>			合 計 金 額		円			
合 計 金 額		円						
氏 名								
コ ン ビ ニ 等 収 納 用		(御注意)バーコードがないもの、バーコードが読み取れないもの、金額を訂正したもの、合計金額が30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません。 (宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。						


取りまとめ金融機関 滋賀銀行大津市役所出張所 この納付書はATMでの御利用はできません。
取りまとめ店 〒539-8794 大阪貯金事務センター
収納代行業者 (大津市/コンビニ等本部保管)

「

<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 10%;">管 手 数 促 料</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 10%;">円</td></tr></table>	管 手 数 促 料		円	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 10%;">延 滞 金</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 10%;">円</td></tr></table>	延 滞 金		円	領 収 日 付 印
管 手 数 促 料		円						
延 滞 金		円						
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 10%;">合 計 金 額</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 10%;">円</td></tr></table>			合 計 金 額		円			
合 計 金 額		円						
氏 名								
コ ン ビ ニ 等 収 納 用		(御注意)バーコードがないもの、バーコードが読み取れないもの、金額を訂正したもの、合計金額が30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません。 (宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。 (収納代行業者) (大津市/コンビニ等本部保管)						

(取りまとめ店)
滋賀銀行大津市役所出張所 (宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。
ゆうちょ銀行(eL-QRあり)公金QR受持貯金事務センター (収納代行業者)
(eL-QRなし)大阪貯金事務センター (大津市/コンビニ等本部保管)

改める。

様式第4号の4中「大津市税領収済通知書」を「大津市税領収済通知書 」に、

「

確認 番号		
----------	--	--

」を「

確認 番号		納付 区分
----------	--	----------

」に、

「

手数料 促料 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円		延滞金 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円		領収日付印	
		合計金額 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円			
氏名					
コンビニ等 収納用			(御注意)バーコードがないもの、 バーコードが読み取れないもの、金 額を訂正したもの、合計金額が30万 円を超えたものはコンビニエンスス トアでは納付できません。		(宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。

を

取りまとめ金融機関 滋賀銀行大津市役所出張所 この納付書はATMでの御利用はできません。
 取りまとめ店 〒539-8794 大阪貯金事務センター
 収納代行業者

(大津市/コンビニ等本部保管)

「

手数料 促料 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円		延滞金 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円		領収日付印	
		合計金額 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円			
氏名					
コンビニ等 収納用			(御注意)バーコードがないもの、 バーコードが読み取れないもの、金 額を訂正したもの、合計金額が30万 円を超えたものはコンビニエンスス トアでは納付できません。		

に

(取りまとめ店) (宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。
 滋賀銀行大津市役所出張所 (収納代行業者)
 ゆうちょ銀行公金QR受持貯金事務センター (大津市/コンビニ等本部保管)

e
L
Q
R

改める。

様式第4号の5中

」

㊦ 大津市税領収済通知書

加入者名	大津市会計管理者		口座番号	01010-7-960040		合計金額		
収納機関番号	25201	納付番号			確認番号			
通知書番号			賦課年度	対象年度	納期限			

督促手数料	<input type="text"/>	円	延滞金	<input type="text"/>	円	領 収 日 付 印
合計金額	<input type="text"/>	円				
氏名						
コンビニ等収納	(御注意)バーコードがないもの、 バーコードが読み取れないもの、金額を訂正したもの、合計金額が30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません。					(宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。 標識番号

取りまとめ金融機関 滋賀銀行大津市役所出張所 この納付書はATMでの御利用はできません。
 取りまとめ店 〒539-8794 大阪貯金事務センター
 収納代行業者

(大津市/コンビニ等本部保管)

を

㊦ 大津市税領収済通知書



標識番号

加入者名	大津市会計管理者		口座番号	01010-7-960040		合計金額		
収納機関番号	25201	納付番号			確認番号	納区分		
通知書番号			賦課年度	対象年度	納期限			

督促手数料	<input type="text"/>	円	延滞金	<input type="text"/>	円	領 収 日 付 印
合計金額	<input type="text"/>	円				
氏名						
コンビニ等収納	(御注意)バーコードがないもの、 バーコードが読み取れないもの、金額を訂正したもの、合計金額が30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません。					e L Q R

(取りまとめ店) (宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。
 滋賀銀行大津市役所出張所 (収納代行業者)
 ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター

(大津市/コンビニ等本部保管)

に

改める。

様式第52号 (第 1 葉) 中

確認 番号		
----------	--	--

を

確認 番号		納付 区分
----------	--	----------

に、

手数料 督促料		円	延滞金		円	合計金額		円	領収日付印
									(宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。
氏名									
コンビニ等 収納用	(御注意)バーコードがないもの、バーコードが読み取れないもの、金額を訂正したもの、合計金額が30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません。								

を

取りまとめ金融機関 滋賀銀行大津市役所出張所 この納付書はATMでの御利用はできません。
 取りまとめ店 〒539-8794 大阪貯金事務センター
 収納代行業者

(大津市/コンビニ等本部保管)

手数料 督促料		円	延滞金		円	合計金額		円	領収日付印
									(宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。
氏名									
コンビニ等 収納用	(御注意)バーコードがないもの、バーコードが読み取れないもの、金額を訂正したもの、合計金額が30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません。								

に

(取りまとめ店) (宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。
 滋賀銀行大津市役所出張所 (収納代行業者)
 ゆうちょ銀行 (eL-QRあり) 公金QR受持貯金事務センター (大津市/コンビニ等本部保管)
 (eL-QRなし)大阪貯金事務センター

改める。

様式第75号中「固定資産の価格決定等通知書」を「固定資産の価格等決定(修正)通知書」に、「地方税法第 条第 項の規定により 年度固定資産の価格を下記のとおり決定し、固定資産課税台帳に登録しましたので通知します。

この通知書に記載された価格(評価額)に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、文書をもって、大津市固定資産評価審査委員会に対して、地方税法第432条第1項の規定に基づく審査の申出をすることができます。

また、前記の審査の申出に対する決定に不服があるときは、当該審査の申出に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、大津市を被告として(大津市固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

「地方税法第 条第 項の規定により 年度固定資産の価格等を下記のとおり決定(修正)し、固定資産課税台帳に登録しましたので通知します。

(教示)

1 この通知書に記載された価格(評価額)に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、文書をもって、大津市固定資産評価審査委員会に対して、地方税法第432条第1項の規定に基づく審査の申出をすることができます。

2 前項の審査の申出に対する決定に不服があるときは、当該審査の申出に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、大津市を被告として(大津市固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

改める。

様式第75号の2中「固定資産の価格決定通知書」を「固定資産価格決定（修正）通知書」に、
 「 住 所 「 所有者 住 所
 (所在地) (所在地)

を に、
 氏 名 様 氏 名 様
 (名 称) 」 (名 称) 」

「決定し」を「決定（修正）し」に、

「 この通知書に記載された価格に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、文書をもって、大津市固定資産評価審査委員会に対して、地方税法第432条第1項の規定に基づく審査の申出をすることができます。

また、前記の審査の申出に対する決定に不服があるときは、当該審査の申出に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、大津市を被告として（大津市固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

「1 この通知書に記載された価格に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、文書をもって、大津市固定資産評価審査委員会に対して、地方税法第432条第1項の規定に基づく審査の申出をすることができます。

2 前項の審査の申出に対する決定に不服があるときは、当該審査の申出に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、大津市を被告として（大津市固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改める。

様式第77号の5の次に次の1様式を加える。

様式第77号の5の2 (第50条関係)

マンションの大規模修繕工事に伴う固定資産税の減額申告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申告者 住 所
氏 名
電 話

次の家屋について、地方税法附則第15条の9の3第1項に基づく固定資産税の減額に係る申告をします。

納税義務者 (所有者)	住所			氏名 (名称)		
家屋の所在	家屋番号	家屋の種類	構 造	床面積	建築年月日	登記年月日
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
大規模修繕工事完了年月日		年 月 日				
備 考 (大規模修繕工事完了後、 3か月以内に当該申告書 を提出することができな かった場合は、その理由 を記載してください。)						

(添付書類)

- (1) 大規模の修繕等証明書(建築士事務所に属する建築士又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書)
- (2) 過去工事証明書(建築士事務所に属する建築士又はマンション管理士による証明書)
- (3) 専有部分の数が10以上であることを証する書類
- (4) 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ定める書類
 - ア 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション 助言・指導内容実施等証明書(都道府県等による証明書)
 - イ 管理計画認定マンション 修繕積立金引上証明書(建築士事務所に属する建築士又はマンション管理士による証明書)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第78号の2を次のように改める。

様式第78号の2 (第51条の2関係)

地籍図交付申請書

(宛先)

大津市長

年 月 日

申 請 者	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
利用目的				
用紙サイズと向き・縮尺	用紙サイズ	<input type="checkbox"/> A 4	<input type="checkbox"/> A 3	
	用紙の向き	<input type="checkbox"/> 縦	<input type="checkbox"/> 横	
	縮 尺	<input type="checkbox"/> 1/500	<input type="checkbox"/> 1/1000	<input type="checkbox"/> 1/2000
		<input type="checkbox"/> その他 (1/)		
所在地				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則の規定に基づく様式による納付書等は、当分の間、なお使用することができる。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第29号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2役務の提供を受ける契約の表中「湖都大津まちづくり寄附金」を「寄附金(ふるさと納税に係るものに限る。)」に改める。

様式第5号工事請負契約書第29条第1項中「建設機械器具」の次に「(第4項において「工事目的物等」という。)」を加え、同条第2項中「てん補」を「墳補」に改め、同条第4項中「工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に改め、「係る」の次に「損害の」を、「合計額」の次に「以下この項及び」を加え、「越える」を「超える」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

様式第5号工事請負契約書第29条第6項中「あるのは、」を「あるのは」に、「越える」を「超える」に、「として」を「と」、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第30号

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則(平成28年規則第103号)の一部を次のように改正する。

第10条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

第11条第2項各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的及び業務内容
- (2) 法人の位置付け及び役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- (5) 中期計画及び年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果及び当該業務に要した資源
- (10) 予算及び決算の概要

- (11) 財務諸表の要約
- (12) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- (13) 内部統制の運用状況
- (14) 法人に関する基礎的な情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第31号

大津市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

大津市歯科技工士法施行細則（平成21年規則第38号）の一部を次のように改正する。

「

様式第1号中	業 務 に 従 事 す る 者 の 氏 名	を
--------	--------------------------	---

」

「

業 務 に 従 事 す る 者 の 氏 名	氏名	に改める。
業務に従事する者の氏名並びにリモートワークを実施する場所及び電話番号 ※ リモートワークを行う場合に限る。	氏名 所在地 (電話番号)	

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第32号

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

大津市社会福祉審議会規則（平成21年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項及び第7条第3項第4号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第33号

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第69号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附則別表備考第9項第2号及び別表備考第9項第2号中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

様式第2号中「第19条第1項第 号該当」を「第19条第 号該当」に改める。

様式第7号、様式第8号及び様式第10号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第34号

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則(平成27年規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表備考第8項第2号中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市認定こども園の認定の手續等及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第35号

大津市認定こども園の認定の手續等及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

大津市認定こども園の認定の手續等及び運営の基準に関する規則(令和元年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第36号

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立保育所の管理運営に関する規則(昭和50年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第213号」を「第213号。以下「政令」という。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)」に改める。

第4条中「次」の次に「の各号」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 満3歳以上保育認定子ども 零
- (2) 満3歳未満保育認定子ども 別表により算定した額
- (3) 特別利用保育を受ける者 零

第6条第1項中「保育所における保育を受ける教育・保育給付認定子どもが、疾病その他の事由により、1月

を越えて当該保育の利用を休止」を「府令第56条各号に掲げる事由に該当」に改める。

第7条中「利用者負担額」を「保育料」に改める。

第7条の2第2項第2号中「ア又はイ」を「アからウまで」に改め、同号イ中「又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）」を削り、同号に次のように加える。

ウ 当該満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者（特定被監護者等が3人以上いる世帯に属する者に限り、ア又はイに掲げる者を除く。）の市町村民税所得割合算額が97,000円未満の者であって、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に該当するもの

第8条第4項第2号中「ア又はイ」を「アからウまで」に改め、同号イ中「小学校第3学年修了前子ども」の次に「（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者（特定被監護者等が3人以上いる世帯に属する者に限り、ア又はイに掲げる者を除く。）の市町村民税所得割合算額が97,000円未満の者であって、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に該当するもの

附則の次に次の別表を加える。

教育・保育給付認定保護者の税額等による階層区分		保育料の額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
A階層	特定保育があった月において被保護者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円	0円
B階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度（特定保育があった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。以下この表において同じ。）において市町村民税非課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者	0円	0円
C1階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	1,300円	1,300円
C2階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者（C1階層に属する者を除く。）	13,300円	13,100円
D1階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	1,300円	1,300円
D2階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者（D1階層に属する者を除く。）	15,400円	15,200円
D3階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	1,300円	1,300円
D4階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者（D3階層に属する者を除く。）	18,600円	18,300円
D5階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市	1,300円	1,300円

	町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）		
D 6 階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者（D 5階層に属する者を除く。）	22,700円	22,400円
D 7 階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が右の区分に該当する教育・保育給付認定保護者	77,101円以上84,400円未満	22,700円
D 8 階層		84,400円以上97,000円未満	29,600円
D 9 階層		97,000円以上122,500円未満	34,200円
D10階層		122,500円以上147,300円未満	39,500円
D11階層		147,300円以上169,000円未満	44,400円
D12階層		169,000円以上223,600円未満	53,400円
D13階層		223,600円以上301,000円未満	56,700円
D14階層		301,000円以上332,200円未満	59,700円
D15階層		332,200円以上397,000円未満	63,600円
D16階層		397,000円以上	76,300円

備考

- この表において、「市町村民税非課税世帯」とは教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- 教育・保育給付認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における保育料は、政令第13条第1項第1号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者にあつては基本保育料（教育・保育給付認定保護者が属する階層区分に係る保育料をいう。第6項において同じ。）に2分の1を乗じて得た額とし、同条第1項第2号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者にあつては0とする。
- 前項の規定にかかわらず、C 1階層、D 1階層、D 3階層又はD 5階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条第1号又は第2号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の保育料は、0とする。
- 第4項の規定にかかわらず、C 2階層、D 2階層又はD 4階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における保育料は、政令第14条第1号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者にあつては基本保育料に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号に掲げる者に該当

する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者にあつては0とする。

7 第4項の規定にかかわらず、D6階層、D7階層又はD8階層に属し、特定被監護者等が2人以上いる場合における政令第14条第2号に掲げる者に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の保育料は、0とする。

8 次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、25日を基礎として保育料を日割計算する。

- (1) 月の途中において特定保育の利用を開始し、又は終了した場合
- (2) 府令第58条第4号のこども家庭庁長官が定める場合に該当する場合

9 第4項、第6項及び前項の規定により保育料を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記様式中「大津市立保育所保育料」を「保育料」に、「保育所の利用を休止する理由及びその期間」を「減免を必要とする理由（原因発生日を必ず記載してください。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第37号

大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金徴収等規則（平成27年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第2」を「別表」に改める。

第8条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表第1C1の項からDの項までを次のように改める。

C	A階層を除き当該年度分の市町村民税が均等割の額のみの世帯		4,500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分が右の	9,000円以下	6,600円
D2	区分に該当するもの	9,001円から19,000円まで	9,000円

別表第1備考第2項中「第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法」を削り、「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、「しないもの」の次に「とし、助産の実施を受けた者及びその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するもの」を加え、同表備考第3項を次のように改める。

3 B階層と認定された次に掲げる世帯に係るこの表の適用については、この表中「2,200円」とあるのは、「0円」とする。

- (1) 扶養義務者のいない世帯
- (2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養している者の世帯をいう。以下同じ。）
- (3) 次のいずれかに該当する者（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号又は同条第3項各

号に掲げる施設に措置を採られた者、法第24条の2第1項の規定により指定障害児入所施設等を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条に規定する自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定する障害福祉サービスに係るものに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条第1項の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 納付義務者の申請に基づき、生活保護法による要保護者その他の特に困窮していると市長が認める者
別表第1備考第5項中「C1階層、C2階層又はD階層」を「C階層、D1階層又はD2階層」に、「408,000円」を「488,000円」に改め、同表備考第6項中「D階層」を「D1階層又はD2階層」に改め、同表備考第7項中「C1階層又はC2階層」を「C階層」に、「D階層」を「D1階層又はD2階層」に改める。
別表第2Bの項からD14の項までを次のように改める。

B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までに受けた母子保護の実施に係る負担金の額については、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯		1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税が均等割の額のみ世帯		2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が右の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300円
D2		9,001円から27,000円まで	4,500円
D3		27,001円から57,000円まで	6,700円
D4		57,001円から93,000円まで	9,300円
D5		93,001円から177,300円まで	14,500円
D6		177,301円から258,100円まで	20,600円
D7		258,101円から348,100円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D8		348,101円から456,100円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D9		456,101円から583,200円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D10		583,201円から704,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）

D11	704,001円から852,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。）
D12	852,001円から1,044,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。）
D13	1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。）
D14	1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。）
D15	1,426,501円以上	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額

別表第2第2項中「第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法」を削り、「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、「しないもの」の次に「とし、母子保護の実施を受けた者及びその扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するもの」を加え、同表備考第3項を次のように改める。

3 B階層と認定された次に掲げる世帯に係るこの表の適用については、この表中「1,100円」とあるのは、「0円」とする。

- (1) 扶養義務者のいない世帯
- (2) 母子世帯等

(3) 次のいずれかに該当する者（社会福祉法第2条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる施設に措置を採られた者、法第24条の2第1項の規定により指定障害児入所施設等を利用する児童、障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定する障害福祉サービスに係るものに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条第1項の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 納付義務者の申請に基づき、生活保護法による要保護者その他の特に困窮していると市長が認める者
別表第2備考に次の1項を加える。

5 この表による負担金の額が、その月における当該母子保護の実施を受けた者に係るその実施に要する費用の支弁額を超えるときは、当該支弁額をもってその者の負担額とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市児童福祉負担金徴収等規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施される助産及び母子保護に係る負担金について適用し、同日前に実施された助産及び母子保護に係る負担金については、なお従前の例による。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第38号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年大津市条例第36号）附則第2項の規則で定める日は、令和5年5月7日（同日までに新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染（発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合を含む。）し、その療養により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日が令和5年5月8日以後になる者にあつては、労務に就くことを予定していた日のうち最初の日）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第39号

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「エネルギー消費性能」の次に「の一層」を加え、同条中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書」に改める。

第15条の見出し中「エネルギー消費性能」の次に「の一層」を加え、同条中「向上のための建築物の新築等の工事」を「一層の向上のための建築物の新築等の工事」に、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」に改める。

第16条の見出し中「エネルギー消費性能」の次に「の一層」を加え、同条第1項中「向上のための建築物の新築等の工事を取りやめよう」を「一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめよう」に、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」に改める。

第17条中「基づくエネルギー消費性能」の次に「の一層」を加える。

様式第10号中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書」に、「向上のための建築物の新築等の」を「一層の向上のための建築物の新築等の」に改める。

様式第13号中「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」に、「向上のための建築物の新築等が完了したので」を「一層の向上のための建築物の新築等が完了したので」に改め、「従ってエネルギー消費性能」の次に「の一層」を加える。

様式第14号中「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」に、「向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたい」を「一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたい」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第40号

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則（平成4年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び常設展示」を「の投影及び展示」に改める。

第2条中「第10条」を「第10条第1項」に、「及び常設展示」を「の投影及び展示」に改める。

第3条第1項第1号中「プラネタリム」の次に「の投影」を加え、同条第2項中「プラネタリウム観覧料減免申請書又は常設展示観覧料減免申請書」を「プラネタリウムの投影の観覧料に係る減免申請書又は展示の観覧料に係る減免申請書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第1号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第2条第11号中「、室長及び室次長」を「及び室長」に、「及び小野支所長」を「、小野支所長及び晴嵐支所長」に改め、同条第12号中「イノベーション戦略室長」を「DX推進室長」に、「及び事業所・施設整備室長」を「、介護人材確保対策室長及びMICE推進室長」に改め、「子育て総合支援センター所長、」を削り、「中ふれあいセンター所長」を「南ふれあいセンター所長」に、「及び衛生プラント所長」を「、市長が指定するすこやか相談所長及び衛生プラント所長」に改め、「、副所長」を削り、同項第13号中「すこやか相談所長」を「市長が指定するすこやか相談所長」に改め、同項第14号中「出先機関」を「分室」に改める。

第6条の2第4項を次のように改める。

4 管理監は、産業観光部長の命を受け、産業観光部長が定めた専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、管理監は、産業観光部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第6条の3第1項中「福祉部長又は福祉部次長」を「部長又は次長」に、「子ども未来局（以下「局」という）を「局（大津市行政組織規則第2条第2項に規定する局をいう。以下同じ）」に改める。

第10条第2項及び第3項中「局長」を「子ども未来局長」に改める。

第11条第1項中「子育て総合支援センター所長、」及び「、中ふれあいセンター所長」を削り、「膳所ふれあいセンター所長」の次に「、南ふれあいセンター所長」を加え、「及び衛生プラント所長」を「、すこやか相談所長及び衛生プラント所長」に、「及び膳所児童館長にあつては」を「（同条第13号に掲げる地域包括支援センター所長に限る。）、すこやか相談所長（同号に掲げるすこやか相談所長に限る。）及び膳所児童館長にあつては」に改める。

第16条第6項第1号を次のように改める。

(1) DX推進室 情報政策課長

第16条第6項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員支援室 人事課長

第16条第6項第11号中「文化・青少年課長」を「文化振興課長」に改め、同項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 重層的支援推進室 福祉政策課長

第16条第6項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 介護人材確保対策室 長寿施設課長

第16条第6項中第23号を削り、第24号を第22号とし、第25号から第27号までを2号ずつ繰り上げ、第28号を削り、第29号を第26号とし、第30号から第32号までを3号ずつ繰り上げ、第33号を削り、第34号を第30号とし、第35号を第31号とし、第36号を第32号とする。

別表第1号の表1の部6の項中

「		「	
行政改革推進課長	行政改革推進課長の合	財政課長	財政課長の合議は予算
		行政改革推	

	は、補助金等の交付に係るものに限る。	を	進課長	(将来の財政負担を含む。)を伴うものに、行政改革推進課長の合議は補助金等の交付に係るものに限る。	に改め、同部7の項中「情報シ
--	--------------------	---	-----	--	----------------

システム課長」を「情報政策課長」に改め、同部の表2の部3の項第4号を次のように改める。

(4) 外国旅行の実施の決定、旅行（オ以外の市内旅行を除く。）の命令及び依頼並びにその復命の受理						人事課長 M I C E 推 進室長	人事課長の合議は外国旅行の実施の決定の場合に、M I C E 推進室長の合議は姉妹友好都市等への旅行の実施の決定及びその復命の受理の場合に限る。
ア 次長相当職位以上の職位			○				
イ 課長相当職位				○			
ウ ア及びイに掲げる職位以外の役付職位並びに一般職員					○		
エ 附属機関の委員等							
(7) 宿泊を伴うもの			○				
(イ) 宿泊を伴わないもの					○		
オ 職員以外の者					○		

別表第1号の表3の部11の項中「情報システム課長」を「情報政策課長」に、「を含む。）の」を「（契約額の増額の場合に限る。）を含む。）の」に改め、同部14の項第2号中

(2) 基本協定の締結（協定の変更を含む。）							を
------------------------	--	--	--	--	--	--	---

(2) 基本協定の締結（協定の変更を含む。）							財政課長の合議は、予算を伴うものに限る。	に
------------------------	--	--	--	--	--	--	----------------------	---

改め、同項第3号中

(3) 年度協定の締結（協定の変更を含む。）							を
------------------------	--	--	--	--	--	--	---

(3) 年度協定の締結（協定の変更を含む。）							財政課長の合議は、予算を伴うものに限る。	に
------------------------	--	--	--	--	--	--	----------------------	---

改め、同部17の項中「予算執行方針に定めるところによる」を「予算（将来の財政負担を含む。）を伴うもの

「契約検査課長」を「契約検査課長」に改め、同部26の項中「契約検査課長」を「契約検査課長」に改め、別表第1号の表4の部4の項及び5の項中「大津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号の表6の部3の項中「情報システム課長」を「情報政策課長」に改め、同号の表8の部2の項及び3の項中「ところによる」を「ものに限る」に改め、別表第2号政策調整部の表市政情報課の部2の款3の項及び4の項中「大津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号総務部の表人事課の部6の款1の項を次のように改める。

「契約検査課長」を「契約検査課長」に改め、別表第1号の表4の部4の項及び5の項中「大津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号の表6の部3の項中「情報システム課長」を「情報政策課長」に改め、同号の表8の部2の項及び3の項中「ところによる」を「ものに限る」に改め、別表第2号政策調整部の表市政情報課の部2の款3の項及び4の項中「大津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号総務部の表人事課の部6の款1の項を次のように改める。

1	研修（派遣研修を除く。）の実施の決定									
(1)	集合研修の方法により実施するもの		○							
(2)	その他の方法により実施するもの									
ア	イに掲げるものの以外のもの		○							
イ	課長相当職位以下の役付職位及び一般職員を対象とするもの					○				

別表第2号総務部の表人事課の部6の款2の項中「派遣研修」の次に「（海外に派遣するものを除く。）」を加え、同款3の項中「海外派遣研修」を「派遣研修（海外に派遣するものに限る。）」に改め、同号福祉部（局に属する課を除く。）の表中「局」を「子ども未来局」に改め、同号福祉部（局に属する課に限る。）の表中「局に」を「子ども未来局」に改め、同号健康保険部の表長寿政策課の部の次に次のように加える。

長 寿 施 設 課	1	社会福祉施設の設置等に関する事務	1	社会福祉施設の設置、廃止又は変更の認可				○		福祉指導監査課長
	2	指定居宅サービス事業者等に関する事務	1	介護保険施設、特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者並びに地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の選定		○				介護保険課長
			2	指定居宅サービス事業者等の指定並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設の許可				○		
			3	市外被保険者が市内の地域密着型サービス事業所等を利用する際の承認				○		

別表第2号健康保険部の表事業所・施設整備室の部を削り、同号都市計画部の表市街地整備課の部中「市街地整備課」を「都市魅力創造課」に改め、同号都市計画部の表住宅課の部中「住宅課」を「住宅政策課」に改め、

同号都市計画部の表建築指導課の部に次のように加える。

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する事務	1 建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知					○						
	2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定					○						
	3 建築物のエネルギー消費性能に係る認定					○						

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大津市訓令第2号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第4条第1項中「12人」を「11人」に改め、同条第2項第6号中「環境部施設整備課長」を「環境部環境施設課長」に改め、同項第7号中「都市計画部市街地整備課長」を「都市計画部都市魅力創造課長」に改め、同項第8号中「、建築課長」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大津市訓令第3号

大津市土地利用問題協議会規程（平成9年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第2条第2項中「消防局次長」を「消防局長」に改め、同条第3項中「及び建設部次長の職にある者並びに建設部技監の職にある者のうちから市長が指名する者」を「、建設部次長及び地域交通政策課長の職にある者」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第68号

平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

表中ふれあいセンターの項を削り、同表伊香立コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

堅田コミュニティセンター	大会議室	237.00		1時間につき	930	蛍光灯36W32個	机、いす	120人
	第1会議室	28.00		1時間につき	130	蛍光灯36W4個	机、いす	15人
	第2会議室	30.00		1時間につき	130	蛍光灯36W4個	机、いす	15人
	第3会議室	30.00		1時間につき	130	蛍光灯36W4個	机、いす	18人
	第4会議室	30.00		1時間につき	130	蛍光灯36W16個	机、いす	26人

表坂本コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

下阪本コミュニティセンター	大会議室	174.20	1時間につき	720	蛍光灯40W84個 白熱灯200W5個	机、いす	100人
	第1会議室	23.60	1時間につき	130	蛍光灯40W12個	机、いす	12人
	第2会議室	55.30	1時間につき	290	蛍光灯40W28個	机、いす	42人
	第3会議室	45.90	1時間につき	130	蛍光灯40W24個	机、いす	30人
	第4会議室	23.80	1時間につき	130	蛍光灯40W12個	机、いす	12人

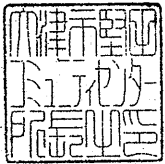

大津市告示第69号

公印を新調し、及び廃止したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。


令和5年4月1日

大津市長 佐藤健司

1 新調
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
大津市堅田コミュニティセンター所長之印	堅田コミュニティセンターの使用許可書その他の堅田コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	堅田コミュニティセンター所長	令和5年4月1日	
大津市下阪本コミュニティセンター所長之印	下阪本コミュニティセンターの使用許可書その他の下阪本コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	下阪本コミュニティセンター所長	令和5年4月1日	

2 廃止
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
大津市中ふれあいセンター所長之印	中ふれあいセンター所長名をもって発する文書用	中ふれあいセンター所長	令和5年4月1日	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
金 志煥 神戸市北区花山中尾台2丁目3番地の6
- 2 契約の期間の始期
令和5年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算出した執務費用の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払する。ただし、必要があると認めるときは、執務費用に相当する額の範囲内で概算払をすることができる。

大津市告示第71号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和5年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）第25条の規定により告示する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

「次のように」は省略し、当該計画書を大津市役所環境部廃棄物減量推進課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

福 祉 事 務 所 訓 令

大津市福祉事務所訓令第1号

大津市福祉事務所事務決裁規程（昭和59年福祉事務所訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市福祉事務所長 山 内 和 夫

別表第1号の表1の部1の項第2号及び同部2の項第2号中「一般的な」を「その他の」に改め、同部4の項第1号中「重要」を「特に重要」に改め、同項第2号中「一般的」を「重要」に改め、同項第3号中「軽易な」を「その他の」に改め、同部5の項第2号中「一般的な」を「その他の」に改め、別表第2号の表子ども家庭相談室の部中「子ども家庭相談室」を「子ども・子育て安心課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。